

# 1. 中津川市の景観

## (1) 景観特性と景観構造

市域の周囲には中央アルプスの南端に位置する恵那山山系とヒノキの産地である阿寺山脈等が連なり、山々に囲まれています。

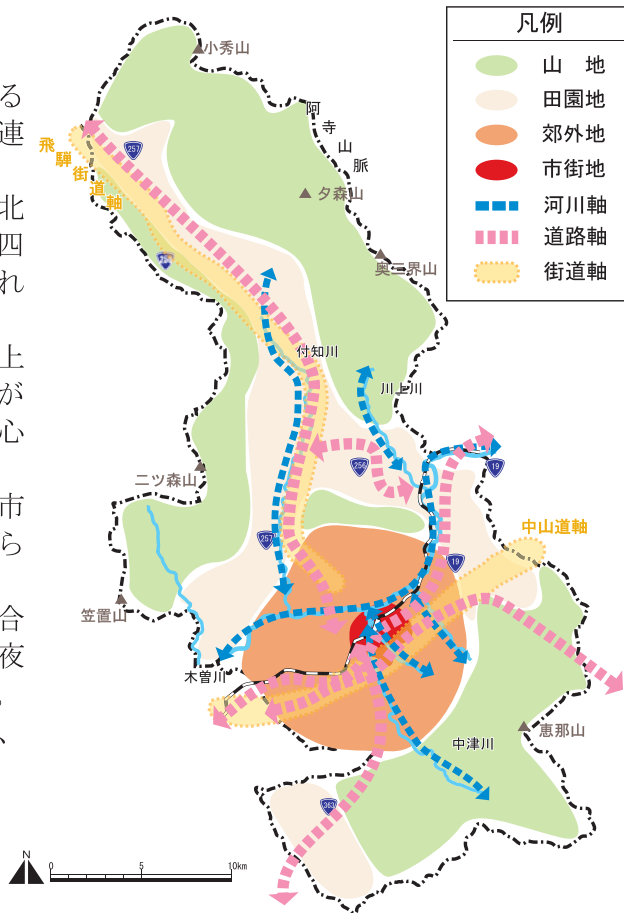
市域の中央部を東から西へと木曾川が流れ、北からは川上川、付知川等が、南からは落合川、四ツ目川、中津川等が木曾川へ流れ込み、それぞれの河川景観をつくっています。

市街地は中津川等の扇状地や河川の河岸段丘上等に形成され、古くから中山道など様々な街道が通っていたことから、沿道の集落や宿場町を中心に発展してきました。

高低差のある地形から山なみを仰ぐ眺望や、市街地や河川を見下ろす眺望等の様々な景観が見られます。

また、3箇所の中山道宿場町（馬籠宿、落合宿、中津川宿）には街道のまちなみが残り、常夜燈や道標など街道らしい沿道景観も見られます。

中津川市の景観特性は「山なみ」と「河川」、そして「街道」に代表されます。



## (2) 中津川市景観計画の位置づけ

中津川市の景観に関するマスタープランである「中津川市景観形成基本計画」の理念や目標、方針などを受けて、良好な景観の形成に向けて具体的な取り組みを進めるために、景観法(平成16年6月18日法律第110号)第8条の規定に基づく景観計画を定めるものです。

中津川市景観形成基本計画

(市域全域を対象としたマスタープラン)



中津川市景観計画

(景観法に基づいて具体的な景観形成に取り組む計画)

- 景観計画区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物の指定方針
- 景観重要樹木の指定方針
- 景観重要公共施設に関する事項

本市の景観特性は「山なみ」と「河川」、そして「街道」に代表されますが、景観形成を図っていくべき「景観計画区域」については次のような2つの観点から設定します。

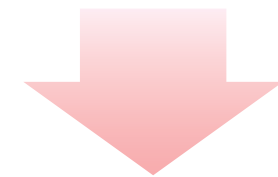
- ①景観法に位置づけられた条件に合致すること
- ②景観の特性や現状に基づく景観形成に向けての考え方

#### ① 区域としての位置づけ

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある。
- 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要がある。
- 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある。

#### ② 景観形成の考え方

- 市の景観特性である山や川の美しい自然景観や、中山道沿道の街道景観を今後も守り、育て、つくっていく。
- 景観は時間の変化に併せ変化し、その姿を変える。景観保全が早急に求められる地区の景観から順次守り、育て、つくっていく必要がある。
- 景観形成には市民が中心となって守り、育て、つくっていく積み重ねが必要である。すでに取り組みが始まっている区域から重点的に始める。



対象となる区域を決定